

第四百四十回国
参議院通信委員会會議録第十六号

平成九年六月十六日(月曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月十三日

辞任

保坂 三藏君

補欠選任

平田 耕一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

洲上 貞雄君

加藤 紀文君

陣内 孝雄君

足立 良平君

三重野 栄子君

景山 俊太郎君

北岡 秀二君

畑 恵君

平田 耕一君

守住 有信君

魚住 裕一郎君

鶴岡 洋君

西川 玲子君

林 寛子君

松前 達郎君

上田 耕一郎君

山田 俊昭君

水野 誠一君

国務大臣

郵政大臣

堀之内 久男君

政府委員

郵政大臣官房総務審議官

濱田 弘二君

事務局側

局長 郵政省電気通信局長

局長 郵政省放送行政局長

常任委員会専門員

郵政大臣官房国際部長

谷 公士君

楠田 修司君

館野 忠男君

長谷川 憲正君

本日の會議に付した案件

○電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○NTTの分離分割、五万人削減反対に関する請願(第一〇二八号外五件)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

○委員長(洲上貞雄君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十三日、保坂三藏君が委員を辞任され、その補欠として平田耕一君が選任されました。

○委員長(洲上貞雄君) 電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○魚住裕一郎君 平成会の魚住裕一郎でございます。

今回、WTOのサービスの関連で今議題となっている法律案が出てきておるんですが、要するに外資規制の撤廃あるいは緩和という趣旨であります。現行法は、かたくなにというか外資規制をき

ちつとしておるわけでありますが、この外資規制の主な目的というか根拠、これはどういうものだったんでしようか。

○政府委員(谷公士君) 電気通信事業につきましては、国民生活それから社会経済活動にかかわる重要な公益事業であるということから、我が国それから我が国民の安全を確保いたしますために一定の外資規制を行う必要があるものという考え方でございまして、これは我が国にとどまらず国際的にも各国とも従来おこなわれていた対応をとってきたところでございます。

○魚住裕一郎君 これは公益事業ならばみんなそうですね、よく言われるお話ですが、それは電力事業も公益事業で、ただ公益事業ということだけでちよつと詳しく教えてくれませんか。

○政府委員(谷公士君) 確かに、通信事業に限らずとももの公益的な事業につきましては、それぞれの国の主体性、自主性を確保するということが大変重要だという点については同じだと思っておりますが、とりわけ通信事業につきましては、各国とも従来からそういった観点からこういう制限を行ってきたところでございます。

それからまた、通信事業におきましては電波も使われるわけでございますが、電波の利用につきましましては、周波数が限られたものであるということから、各国とも無線局の開設の関係につきましましては外資の制限というものが守られてきたという状況がございました。

○魚住裕一郎君 いろんな資料とか読みますと、いわゆる外国からの過度の影響性を排除するということのような趣旨であるとか言われておるわけでございます。ちよつとまだ納得できないんですが、今、谷局長がおっしゃったこと、今度外資規制を撤廃するあるいは緩和する、今までおっしゃった外資

規制の根拠、この整合性、それともうそういう規制をする必然性がなくなったというように理解していいんでしようか。そして、そう判断した根拠というものはどういふものだったのか教えてくださいます。

○政府委員(谷公士君) 御案内のように、近年社会経済活動が非常に国際化をしてまいりました。そういった中で国際的な相互依存関係が増大してまいりますので、財・サービス貿易の一層の自由化が求められているわけでございます。

我が国といたしましては、自由貿易体制の利益を大きく受けるという国柄でもございまして、こういった体制の維持促進という観点から、諸外国の状況も踏まえながら、国際的に調和のとれた資本参加の自由化を図る必要があるという考えでございまして、先般のWTO基本電気通信交渉におきまして、そういう観点から基幹的な通信事業者でございますNTT、KDDにつきましては留保いたしました。その他の第一種電気通信事業につきましては無線局免許も含めて一切の外資規制を撤廃するということを約束したところでございます。

○魚住裕一郎君 それからあと、いろんな言われ方をしました、外資規制のこの根拠というのが、その中で非常災害時の重要通信の確保という言われ方もしてまいりました。確かに阪神・淡路大震災のようなときを考え、かつそれが外資の場合すぐ対応できないとかいろいろあるんだらうと思っておりますが、この非常災害時の重要通信の確保、こういう側面については今回の外資規制の撤廃との関連ではいかがなものなんでしょうか。

そして、NTT、KDDは二〇パーセントという規制がかかっておりますけれども、この二〇パーセントを規制することによって非常災害時の通信の確保という要請はきちつと担保されている

というふうに考えているのか。あるいは、NTTT
三分の一保有義務というのがあるようでありま
すけれども、これをもって確保している、その辺
の因果関係といいますが、その辺を説明していただ
けますか。

○政府委員(谷公土君)　まず非常災害等を含め重要通信の確保のための措置でございますが、御指摘のありましたように、現在の我が国における基幹的な通信事業者でございます国内のＮＴＴ、国際のＫＤＤ、これにつきましては現在の外資規制二〇パーセントをそのまま維持するということをしていたしております。

さらに、現行法上、我が国及び我が国民の安全を確保するために一定の措置が確保されております。例を申し上げますと、例えば外国為替及び外外国貿易管理法におきましては、国の安全を損ない、公の秩序維持を妨げ、または公衆の安全の保護に支障を来す場合には対内直接投資等の留保、内容の変更、中止の勧告及び命令を行うことが可能となつております。また、電気通信事業法、電波法及び有線電気通信法におきましては、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合における重要通信確保の命令を行うことができようになつております。また、電気通通信事業法におきましては、さらに通信の秘密に支障があると認める場合には、郵政大臣が電気通信事業者に対して改善命令を行うことができるようになつておりますほか、通信の秘密が侵された場合には罰則の適用、許可の取り消し等が可能となつております。もちろん、これらの措置は外為法の場合を除きますと、内資であるか外資であるかという区別にかかわらずに適用されるわけではございません。

いずれにいたしましても、こういった措置があらまうので、基本的には御指摘のような場合の対応に支障がないものと考えております。

具体的に、例えばNTT、KDDの二〇パーセントによってこういった外資に対する懸念が解消できるのかという点につきましては、我が国の主

体性、自主性を確保するための外資の制限と申し
 ますのは、いわば抽象的、一般的な懸念に対する
 措置でございまして、そういう意味で、外資であ
 るがゆゑに具体的な危険が生ずるというものでは
 ないわけでございます。そういった抽象的、一般
 的な懸念に対しまして世界各国ともそういう措置
 をとるといふ国際情勢でございまして、で、国際
 なバランスの中でやはり考えていくということに
 なるのではないかというふうに思うわけでござい
 ます。

○魚住裕一郎君　今回の改正によって、第一種通信事業者、またCATV業者もいるわけでありまして、すけれども、その両方、CATVで第一種通信事業者の場合はこの外資規制がなくなるわけです。CATVだけをやっている人はまだ放送というところで外資規制があるわけですが、何というか、非常にアンバランスな感じがするんです。もちろん、放送の地域独占性というような根拠を使いながら、我が国民に対する影響性があるから規制するんだだ、と、いろんな言い方がありますが、一方で、通信事業を同じ会社がやればそれがなくなるというのであれば、そもそも公益性とか言っていることと自体が根拠薄弱になっているんじゃないのかという思いがするんですが、この点はいかがでしようか。

○政府委員(楠田修司君) 放送というものを考えてみますと、非常に限られた資源であります電波を利用しまして、放送といいますのはその国の政治、文化、社会にも大きな影響力を与えるということでありまして、いずれの国におきましても大体国内向けの法制になっております。そういう意味で、外資規制というものは必要であるというふうに考えておるわけであります。

したがって、各国とも放送というものに関しましては外資規制を設けるということをやっておるわけであります。WTOでも、放送分野そのものが交渉において外資を撤廃することとは課題にはなっておりませんでした。

先生御指摘のケーブルテレビでございますが、

ケーブルテレビの分野におきましては、これは放送ではありますけれども、通信との融合が一番早く進展してきているところであります。例えば、ケーブルテレビ会社が電気通信の分野に進出するというのももう既に日本では認められておりますし、幾つかの事業者が通信に入ってくるということになっております。

そういう中でこれをどう考えるかということになりますと、電気通信においては外資規制が撤廃される。ケーブルテレビが電気通信を行うという場合、これは通信・放送が世界的に進む段階においてやはり通信の方にマッチさせるということも必要であろう。こういうことで、ケーブルテレビの中で電気通信を行う者は外資規制を撤廃するという方向を示しているということでごさいます。

ただ、放送そのもので若干それでは矛盾があるではないかという御指摘であります。確かにございます。ただ、放送の基本的な考え方は変わっていませんけれども、こういう通信と放送の融合の進んでいるところにおきましては、やはり世界の動きに従いましてこれを撤廃するというのがいいんではないかということで判断したわけでございます。

○魚住裕一郎君 今回、各国ともウルグアイ・ラウンドの關係で自由化の約束が出ておるわけでございますが、いろいろ各国比較して、日本が非常に突出して自由化しているというイメージを持っています。アメリカと比較しても規制撤廃の度合いが非常に大きいというふうに思っています。

そんな中で、N T T の米子会社あるいは K D D 米子会社の免許がずっと留保のままになっているというようなことがございます。この関係で、理由づけとしてさきの N T T 分割の質疑の中でも出てきましたけれども、N T T、K D D の二〇％規制は今後どのように進展をしていくのか、また郵政省としてはどのような対応をとっていくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

出しておられるようでありますけれども、反応はいかがなもののかということをお教えしていただきたいと思ひます。郵政大臣、お願いします。

○國務大臣（堀之内久男爵）　　たたいま魚住先生から御指摘の件につきましては、三月十四日、私からFCC委員長に対しまして早期認証を求める書簡を送付いたしましたところでございます。先方からは五月八日付で返書が送付されてきたところでありますが、本申請の取り扱いや具体的なスケジュールについては何ら言及されていなかったところであります。

既に申請から四カ月以上経過いたしておるわけ
でございまして、米国政府がこの問題の解決に向
けた措置を講じていない状況はまことに遺憾であ
ると思っております。

そこで、五月二十二日付で再度書簡を送付いたしました。内容につきましては、第一点がN T T及びK D Dの両子会社に対する早期の認証付与、第二点が本年二月のW T O基本電気通信交渉の合意の線に沿って米国の参入手続の透明化について、書簡を送付いたしましたところであります。

今後、引き続き米国政府に対してこの問題の解決を強く要求してまいりたいと考えております。

○魚住裕一郎君 WTOの合意に基づいて最恵国待遇という形で多国間におけるテーブルで交渉するという方向性が出ているわけですが、今のアメリカのやり方、相互主義というか二国間で話し合いをする、その理由づけとして外資規制の問題とNTTの調達が出ているようですが、平行線になるかもしれない。

そうすると、来年の一月一日までずっとこのままの状態で推移しかねない。郵政省としては、そのまま本年が経過して、来年正月が来るのを待っているのかなというふうにも見えるんですが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(谷公士君) 現在のところ、大臣の書簡に対して反応はございません。

ましては、九月末日をもって現行の取り決めが終了することになりますので、その後の取り扱いについてはアメリカも当然に関心を持っており、一定の時間的猶予をもってこの話し合いをしたいということになるのは当然だろうと思っております。

それから二点目の外資の問題でございますけれども、アメリカ自身も来年一月以降のWTOの条約の実施に向けてFCCの規則の改正案を今公表いたしました意見の調整をしているところでございます。これによりまして、アメリカとしては相互主義を徹底するということを言っております。

その内容につきましてはまだ幾つか懸念されるところがございます。この内容を十分分析いたしました上で、日本としてもその改善を求める取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、いずれそういう動きの場というものは出てくるだろうというふうに思っております。

○魚住裕一郎君 今局長のお話を聞いても、要するにアメリカ任せになるのかなという印象をぬぐえないんですが、その点は置いといたしま

す。このたび外資規制の撤廃がなされようとしているわけですが、それによって外国資本の投資というのはどの程度なされるのか、どのような予想を持っているのか。またこの規制が撤廃されることによって、我が国のNTT、KDDを除いた電気通信事業者の再編問題、どのように郵政省として予想されているのか、お教えいただきたいと思っております。

○政府委員(谷公士君) 御指摘のとおり、今回の外資規制の撤廃によりまして、外国資本が従来以上に活発に我が国の電気通信市場に参入することは十分予想されるのでございますけれども、ただ、それは今回の外資規制撤廃のみによって来年の一月以降展開されることと申しますと、従来より第二種電気通信事業につきましては一〇〇%外資規制の自由が認められておりましたし、

現在の枠の中でも必ずしもすべての枠を使い切つて展開しておるわけでもございません。

むしろ、全体的な国際的なグローバル化通信の展開の中でも既にそういう動きは出てきておるわけでございますし、あるいはまた、今年内に国際通信の公一專一の自由化ということも実現いたします。新しい技術的なシステムも出てまいります。それからエンドエンドサービスへの志向というところもございまして、またお認めいただきましてNTT再編成の展開もございまして、

そういったものも事情全体を踏まえて外国系の事業者の事業展開も行われてくるというふうにも思っております。どの程度の展開になるかというところは、なかなか予想は難しいところでござい

ます。○魚住裕一郎君 予測が難しいというお話でございますが、通信事業、雇用の面にもあるいは日本経済全体を引っ張っていくリーディング産業という面も含めて、電気通信事業の育成ということもやっぱり考えなきゃいけないだろうというふうにも思ふんです。この外資規制撤廃に伴って、今

予測はしたいといつてもかなりいろんな展開があり得る、そんな中でどのような分野の事業の育成を図っていくかとしておられるのか、郵政大臣の所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(堀之内久男君) ただいま先生も御指摘されましたが、情報通信産業は各国の経済を牽引するリーディング産業として大きな期待を持たれております。したがって、世界各国とも二十一世紀の戦略産業と位置づけてその国際競争力の強化について取り組んでおる次第でございます。

したがって、今回WTOの基本電気通信交渉の妥結、成功というものは、今後六十兆円と想定されます世界電気通信市場の自由化に向けて大きな貢献をするものとして私も高く評価をいたしておるわけでございます。

今まで相互主義でありましたが、今後は最恵国待遇原則が適用されてまいりますので、内外無差別の自由化が実現するもの、こういうように期待

をいたしておりますし、世界各国の競争が一層促進される、そういうふうな期待をいたしております。

そういう観点から、我が国といたしまして、このグローバルな環境を念頭に置きまして、競争環境の整備を積極的に推進してまいりますし、そして国内競争の活性化を積極的に推進してまいります。そのことによりまして、我が国の情報通信産業が切磋琢磨されることによって国際競争力を強化してまいります。

また、海外市場への進出に当たりましては、私どももその事業者に対して積極的に支援をしてまいりたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○魚住裕一郎君 グローバルな競争というふうなお話もございましたけれども、これと関係して、今携帯電話も我が国においても非常に普及をいたしました。ここ数年で爆発的に十倍ぐらい伸びていると思ひますけれども、世界的に見てもやはり携帯の通信というものが伸びているようでありま

す。ただ、その方式というものが、NTTのPDCというのですか、そういう方式というのは非常に日本に限られた方式のようでありまして、欧米のGSMというのでしょうか、そういう方式、百カ国ぐらいで採用されている。そんな中で、世界じゅうどこでも使えるというような方式も模索されているようでありまして、この辺は一体日本としてどういうふうに取り組んでいくかとされて

いるのか。もう既に、メーカー的に連合を組んで、国家間の合意の前にメーカーの中における合意で事実上の世界スタンダードをつくってしまうというふうな動きもあるやに聞いておるんですが、郵政省としてこれはどのように考え、また取り組んでいかれるようになっているのか、その辺をお聞きして終

わりにしたいと思ひます。○政府委員(谷公士君) 世界の携帯電話、今アナログからデジタルの方式に移行しつつあるわけ

はございますが、御指摘のように、このデジタルの方式につきましても、日本で開発したPDC、それから欧州で開発したGSM、これは大体世界九十七カ国ぐらいで使われております。それからアメリカで開発されましたIS95の方式、それぞれ独自に開発されたもので使用の周波数とか方式が異なっているわけでございます。これらが統一されておられませんと同じ端末で他の国では使えないという不便があります。それからもう一つは、大量生産による機器コストの低廉化が図れないという問題がございます。

そこで、社会活動のグローバル化に伴いまして、世界じゅうのどこでも使えるような携帯電話の実用化のニーズが高まっております。現在、世界共通の周波数二ギガヘルツ帯を使った世界標準の次世代携帯電話の実用化の検討がITUにおいて行われておまして、二〇〇〇年以降に使用できるようにということで、一九九九年末を目途に標準化していきたいという動きがございます。

我が国におきましても、昨年十月からこの次世代移動通信システムに関する調査研究会を開催して、関係者にお集まりいただき御検討いただきまして、去る六月三日にこの標準化のあり方などを織り込んだ報告書をおまとめいただきました。方向としてはワイドバンドのCDMAの方向性を示唆しておられます。

郵政省といたしましては、この研究会で取りまとめられました方針などを参考としながら、中国や韓国などアジアの国々を初め世界各国と協調いたしまして、ITUのこの標準化作業に対して積極的に参画をしていきたいというふうに考えております。

具体的には、これらを踏まえて、電気通信技術審議会に諮問をし、その答申をまわって決定して、来年の六月までにはITUに提案をして、その中で、その後においてまた世界的な標準化の作業がこういった場で話し合われる運びになるだろうというふうにも思っております。いずれにしても、従来の経験にかんがみま

して、やはり世界的に理解の得られるような標準化の取り組みをしていきたいと思います。なかなか我が国の方式だけということになりまして、標準化は難しいものでございますから、先ほど申し上げましたように、関係国とも十分連絡をとってこの作業を進めていきたいというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 終わります。

○松前達郎君 松前でございます。

法案に関連して幾つかの質問をさせていただくわけですが、まず第一番目が、先ほど魚住委員からも触れられたことだと思いますけれども、今回のWTOの基本電気通信サービスについての各国間の合意に関連して我が国の貢献度が高いというふうに聞いているんです。いろいろ資料を見てみますと、我が国の外資規制の緩和というのはアメリカ並びにヨーロッパ並み以上で、非常に思い切った開放といえますか規制を取り払っている、こういうふうに思われるんですが、そこまでは思い切ったのは何か戦略があつての話なのか、あるいはアメリカあたりとの今後の二国間交渉等の中でいろいろと問題が出るということも考えての上なのか、その辺まずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○説明員(長谷川憲正君) 日本の今回の提案につきましては、先生御指摘のとおり、非常に前向きな各国に先立つての提案ということになっております。

その理由でございますが、一つには今回の交渉が成功いたしますと、世界的な自由化の枠組みができるわけでございます。その結果は、結局のところ、国民・利用者の利益の増進につながりますし、また世界経済全体の発展に大きく貢献する、こういうふうな考えでございまして、

同時に、世界各国の市場が自由化されるということは、我が国の事業者もまた海外での事業機会がふえるということにつながるわけでございまして、そういったことから私ども積極的な取り組みをしたところでございます。

今回、この多国間の枠組みが成功いたしますと、先ほどお話ししましたように、アメリカと日本との間で従来バイの交渉というのが随分電気通信の分野でも持たれておりましたけれども、これが今後は多国間の枠組みの中で協議をされる。しかも、すべての国に最恵国待遇という原則が適用されるということになるわけでございまして、私もそこをねらったつもりでございまして、

○松前達郎君 今のお考えはわかりませんが、自由化に真つ先に立って、率先して自由化に立ち向かう、けなげな精神だと思ふんですが、一国だけがそれを対応して真つ先に突っ走って、しばらくたつてよく気がついてみたらはしごを外されたということはないだろうか、これをちょっと心配しているわけでありまして、

と申しますのは、今回の合意に関してアメリカは、昨年の交渉のときはもちろんですが、ことしの交渉でも消極的であつたわけですが、そういう意味から考えますと、アメリカはこの議定書を受諾しない可能性もある。本来、アメリカの動静を見ながら我が国も議定書の承認、国内関係法の改正というものを手をつけるべきだと思ふんですけれども、この点については郵政大臣、どういうふうにお考えでしょうか。

○國務大臣(堀之内久男君) ただいま国際部長から、今回のWTO決着についての我が国の基本的な考え方は御答弁申し上げたわけであります。今までアメリカの場合は相互主義で二国間交渉という形が普通でありましたが、今回はWTOという世界的な標準でこれを取り決めるということが今後の我が国の交渉を進める上においても大変有利であると判断をいたしましたところでありまして、

そして、今現在アメリカでも今回の基本電気通信交渉の妥結が、先ほど先生から御指摘がありまして、この合意というのかこれに大きな貢献をしたことも事実でありますし、さらにそうした意味でアメリカにも大きな刺激というか協力の機会を与えた、

た、こういうふうな自負をいたしております。今現在、アメリカでもこのWTOの新しい基本電気通信の妥結について議会で御審議をいただき、さらにこの手続の問題についてFCCで協議をなされておる、こういうふうな聞いておるところであります。

○松前達郎君 その経過等をひとつ注意深く伺ったんですが、今後の対応等について、せっかく積極的にやるんだったら、それなりのエネルギーがありますから、そういったエネルギーも十分使つて目的が達成されるようにひとつ御努力いただきたい、こう思ひます。

無線局の問題ですが、無線局の外国性の制限、これについては電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局には適用されない、こういうふうになるわけでありまして、電波が非常に逼迫をしている現状から見まして、自国民優先利用の原則に基づく無線局免許の外国性の排除という問題、これはどういう理由で変更しようと思われているのか。また、諸外国ではどのようになっているのか、例がありまして幾つか例を挙げて御説明をいただきたい。

それともう一つつけ加えますと、これはアマチュア無線には適用されないと思ふんですね。その点はいかがでしょうか、質問させていただきます。

○政府委員(谷公士君) 御指摘のとおり、電波は有限希少な国民共有の貴重な資源でありますことから、従来から各国とも原則として自国民優先利用の考え方で取り組んできております。

ただ、近年、社会経済活動の国際化に伴いまして、外国人等の産業経済活動等もふえてまいりまして、外国人等の産業経済活動のより一層の円滑化に役立つといったようなことから、具体的な電波利用のニーズが認められますものにつきまして、世界的にも順次外国人等にもその利用が開放されてきておるということでございます。

こういったことの趣旨でございまして、けれども、こういった国際化に伴いまして相互に自国民が相

手間において電波を利用していろいろな活動を営むことができるというふうになってまいりますと、これは自国民の利益にもかなるわけでございまして、必ずしも従来の自国民優先利用の考え方とそごするものではないというふうに考えるわけでございまして、

それを厳密な相互主義によらずに国際的な合意のもとに、もちろんバランスを確保しつつということは大変重要なことでございまして、将来性を持って自由化に取り組んでいくということも、特に貿易の自由化ということにつきましては大きな利益を受ける我が国でございまして、メリットのあることかというふうに考えております。そういう方向でこの問題が取り扱われてきていることだと思つております。

それから、こういったことの中で、特に電気通信事業といふものがこれから大きくグローバルに展開する事業として注目を集められておりまして、今回の問題についての討議が行われたわけでございますけれども、主要な先進各国における状況であります。無線局を利用する電気通信事業者という点に着目いたしますと、特に外資規制を設けておりますのは米国とフランス、これが直接投資二〇〇％ということを言っております。この二国のみでございまして、これは先進国の話でございますが、大多数の国は電気通信事業者一般に係る外資規制という観点から自由化の約束を表明しております。無線局については特別の制限を加えていないということでございまして、

それから、アマチュアにつきましましては、ちよつと何年前だったか私もはつきり覚えておりませんが、いけれども、いち早く既に外国人等に開放するという措置をとつてきております。

○松前達郎君 今、先進国の状況を御説明いただいたんですが、我が国と比べてアジアの国々、これからアジアの国々というのは情報通信関係が急速に伸びてくるだろう、こう思ひますけれども、このアジアの国々の自由化約束の内容といたしまして、これもまた非常に消極的なんですね。これに

○説明員(長谷川憲正君) 御指摘のとおりに、アジアの各国の今回の提案を見ますと、国によって差はありますが、外資の参入を一部制限いたしまし、あるいは自由化するサービスを限定いたしまし、あるいは自由化する場合が多いわけでございます。私ども、この点につきましては、各国が発展段階に応じた自由化を進めようとするということにつきましては、現段階ではやむを得ないものというふうな考えているところでございます。

今回 御承知のとおりに昨年の四月三十日が当初の交渉期限でございましたが、交渉期限ぎりぎりになりましてアメリカが参加国の数が少ないあるいは各国の提案の内容がまだ十分でないというようなことを言い始めまして、交渉が決裂しそうなったわけでございます。ようやく延期ということになりました、ことしの二月十五日まで延長されましたが、その中で、私どもなるべく多くの国々がこの交渉に参加をしていく、そしてできるだけ大きなまとまりをつくるということが大事だということふうに考えまして、アジアの国々にも積極的に働きかけを行ったところでございます。そういう意味で、最終的に多くの国の参加をいただきまして、世界的な自由化の枠組みが構築されたというのとは大変意義深いものだというふうに考えております。

これから後でございますが、各国で自由化あるいは競争が促進をされていくわけでございますが、自由化約束の十分でないアジアの国等につきましても、これからの世界の自由化競争の進展の結果、それぞれの国での料金が低廉化をいたしましたり、サービスが多様化いたしましたり、あるいは経済が発展するという状況を見つつ、自分の国の自由化にこれから積極的に取り組んでいくものというふうに考えているわけでございますし、我が国としても、我が国の自由化の成果経験を紹介してまいりたいと考えているところでございます。

これらの問題について、郵政省のお考えを最後にお伺いします。

○政府委員(谷公士君) 今回の認証留保の措置も含めまして、アメリカの現行制度、相互主義をとっておるわけでございます。こういったことは、今回の合意が発効いたします来年の一月一日以降はWTO協定の最恵国待遇義務に違反することとなるものというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、ただいまの留保の問題につきましては、年内の問題として提起されておりますので、年内に何らかの動きということにはなるんだらうと思うわけでございますけれども、来年の一月以降になれば、これにつきましてはそれなりの措置をとるということを考えていくことになるだらうと。それまでこれが残るようなことが仮にあれば、そういうことになるだらうというふうに考えております。

○松前達郎君 終わります。

○上田耕一郎君 日本共産党の上田です。

今回の改正案は、WTO合意に基づいて、世界の電気通信市場の自由化のために日本としてはNTT、KDDの二〇％を除いて外資規制の全面撤廃をやるという内容になっています。

まず重要な問題は、今度のこの合意がアメリカの国家戦略、それに基づく非常に強引なイニシアチブによって進められたことです。その背景は、

私、ここに元国防次官補のジョセフ・ナイ氏の去年中央公論五月号に載った論文、「情報革命と新安全保障秩序」というものを持ってきましたが、ジョセフ・ナイは、核の傘とともに情報の傘を提供できるのはアメリカだ。それで、アメリカのそういう情報技術の優位に基づいて、二十世紀でなく二十一世紀こそが米國が最大の優位を誇る時代となるだろう、こういう予言までしているんです。

私は、もう一つ、関東学院大学経済学部教授の奥村皓一氏の「A.T.&T.の二十一世紀戦略」という長い論文をざっと見たんですけれども、奥村教授も、「米国政府の世界情報通信グローバル制覇政策を背景に世界戦略を展開するA.T.&T.は、諸外国政府にナショナル通信キャリアによる独占を廃し、新しい競争者の進出に門戸を開放するように圧力をかけている。」等々、私は、アメリカの経済覇権主義の中でもこの通信覇権主義というのが非常に重いと思っているんです。

長谷川国際部長、そういうアメリカの通信に関する国家戦略、どうごらんになっていますか。

○説明員(長谷川憲正君) 先生御指摘のとおりに、アメリカが情報通信分野で大変積極的に世界戦略を進めているというのは私も感じているところでございます。

その背景にありますのは、やはり情報通信がこれからのすべての産業にとりましてその基盤になる重要なインフラであるということから、アメリカの企業が世界的に活躍するためにまず必要だとおり部分が大いにとりようというふうには思っております。

しかしながら、これはアメリカの産業にとつてのみ重要なインフラであるということではござい

そういう意味で、アメリカの戦略ということだけで物事が進んでいるわけではございませんで、ヨーロッパにおきましてもあるいはアジア等の開発途上国におきましても、それぞれが戦略を持って今この問題に取り組んでいるというふうに理解をしているところでございます。

○上田耕一郎君 去年の四月三十日期限のはずが九カ月半、アメリカの要求で延期されて、二月十五日に合意ができたんです。

読光新聞はこう書いています。「多國間交渉の形をとりながら、実態はアメリカと六十数か國の間で条件交渉に終始した二國間交渉だったといえる。通信先進國のアメリカは、世界で最も開かれた市場と、世界の通信市場のシェア三割を占める圧倒的な実力を背景に、WTO加盟百三十か國に市場の自由化を迫った。」というんです。

それで二番目に、私残念なのは、日本がそのアメリカをひたすら助けたということです。

大槪その成果に貢献したというふうに郵政省も郵政大臣も長谷川さんもお考えになっているようですけれども、こういうアメリカの加盟国に対する自由化要求、抵抗が多いわけだ、発展途上国は特に、まとも上げたのは日本だということです。参

照ペーパーというモデル約束まで提示すると。み
ずから率先して、NTT、KDD以外について無
線局を含む外資規制の完全撤廃、これを表明して
全体をまとめるのに貢献したと。貢献じゃないと
思うんだ。私は、アメリカの通信覇権主義の徹底
にアメリカに対する従属的援助を行ったんだと、
そう思います。

あるいは、この合意後四月に、郵政大臣がみずからマレーシア、シンガポール両国にNNT、KDDの役員も連れていって、東南アジアに対する日本自身の進出を進めるためだったかもしれない。けれども、こういうことで答弁を要求している

を中心とした相互主義に基づく交渉の仕方というものは、このWTOの精神であります最恵国待遇という大原則に全く合わないわけでございませう。この点につきましては交渉の中でも、アメリカ交渉団から、この合意が成立したときにはアメリカの規制もこの合意に合わせるようにするんだということとを再三言明されているところであります。

私も、これはもう各国間のまさに合意でございまして、アメリカのルールもそのように変更されるというふうにご信じておりますし、現在行われておりますアメリカでの動きを見ましても、FCCがこの合意を前提といたしましたルールの見直し案をつくりまして、そしてそれを今各関係者からコメントを求めているという最中でございませう。そこで見られる内容は、まだ懸念すべき問題は幾つかございませうけれども、基本的には最恵国待遇にのっとった扱いになっている、このように思っております。

○上田耕一郎君 終わります。

○山田俊昭君 重複の質問も二、三ありますが、角度を変えて質問したいと思っております。

かつて欠格事由を設けて、そして今これを削除する。削除するには合理的な理由がなければなりません。そういう観点から、何点かお尋ねをいたします。

今回の改正の対象である電気通信事業法第十一条第一項の四号から七号までは、日本の国籍を有しない者とか外国政府またはその代表者、外国の法人または団体等にはいわゆる第一種通信事業者の許可を認めない、いわゆる欠格事由を設けた規定であります。この条文の逐条解説をよつと読んでみましたら、次のように書いてあるわけでありませう。「一定の外国性が欠格事由とされたのは、一つは、『電気通信は国民経済・国民生活を支える中核的機能を担うとともに、警察・防災等国としての基本的な機能の維持にも係わるため、国の安全保障、国民の生命・財産の保護の見地から、非常時における重要通信の確保等に万全を期すことが必要であること。二つ目に、とりわけ、第一種電気通信事業については、その設備産業的性格や業務提供の基盤たる伝送路設備がインフラストラクチャータリ性格を有することに鑑み、外国企業等による支配は国益を害するおそれ強いこと』。この二点を理由として欠格事由を設けたんだと書かれております。

また、同じく改正の対象であります電波法第五条のやはり逐条解説を見ますと、無線局の開設に当たって外国性を欠格事由としたのは、まず電波の希少性、すなわち一国の利用し得る電波の範囲は極めて制限されたものであるからだと言われているわけでありませう。

そこで、お尋ねをいたします。欠格事由を設けるに当たって理由とされた、『警察・防災等国としての基本的な機能の維持にも係わる』、こうあるわけですが、これは具体的にどのようなことを指していたのかどうか。また、『国の安全保障、国民の生命・財産の保護の見地から』とされてはいますが、外国人等が経営の主体である電気通信事業者が存在しては、現実には国の安全保障や国民の生命・財産に危険を及ぼすおそれがあるのではないか。もしあればその具体的なケースを教えてください。

○政府委員(谷公士君) 御指摘の重要通信ということでございますが、警察や防災といった我が国や我が国民の安全にかかわる公共機関の活動におきましては、通信手段を活用することが必要不可欠である場合が多いわけでございます。そういう意味で、電気通信事業者のネットワークはその場合の重要な基盤となるものでございませう。そういう観点から、非常災害時等におきまして警察機関あるいは防災機関等が行う重要通信を確保するために、電気通信事業法、電波法、御指摘のこの両法、それから災害対策基本法等におきまして電気通信事業者の義務に関する規定が設けられております。

例えば、電気通信事業法におきましては、『電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項と内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。』というふうな規定があるわけございまして、これはその事業者の資本が外資系であるかどうかということとはかわりないわけでございますが、こういった規定が設けられております。

具体的には外国資本の場合にどうかということでございますけれども、これにつきましては、外国資本であるがゆえに現実に具体的な危険が生ずるというところではございませうで、一般的、抽象的な懸念といえますが、危険、おそれであろうと思われたいわけでございます。こういったことにつきましては歴史的にも各国がそのような対応をいたしてまいりました。

また、電波につきましましては周波数資源がその時々におきましては有限希少なものであるわけでございますので、それを自国民が十分使えるように自国民の優先利用ということをとってきたわけでございます。

しかし、社会経済活動の国際化に伴いまして、その手段としての通信そのものの国際化ということも非常に重要なテーマになってきたわけございまして、こういった中で外資開放の問題が出てきておられるわけでございます。

それから、こういった重要通信を行うための設備ということでございますけれども、基本的には我が国におきましてはかなり活発な競争が行われております。その中で競争がまだ実現していない部分、それからさらに通信の入り口と出口を制する部分、これが地域系の通信のシステムでございまして、この部分につきましてはNTTが九九％のサービスを提供しているわけでございます。今回の改正におきまして、私も私どもいたしましては、この基幹的なNTT、それから国際的に基幹的な通信社でございますKDD、これは今申し上げたような観点からは意味が違ふと思ひますけれども、この両社につきましては従来の外資規制をそ

のまま維持するということとしたわけでございます。

○山田俊昭君 それなりの理由があった。しかし、それが今世界の国際化からそういう必要性というか、時代の流れだということなんだろうと思ひますが、どう見てもこの立法をされた、これ立法されたのが十年前ですかね、その当時と今度開放される十年ばかりの間に、かつて懸念された欠格事由が完全排除されるというふうな、立法時の懸念が完全に排除されたかどうかは極めて疑問に思ひます。何か単に外交上の思惑に基づく国内法の改正ではなからうかという疑念も多少いたすわけでございます。

この点、再度お尋ねしますが、かつての立法時の懸念、これは一切なくなつたからこういう形をとつたのだと、こうおっしゃるかどうか、重ねて質問をいたします。

○政府委員(谷公士君) 現在の電気通信事業法の改正は確かに十二年前から適用されておられるわけでございますが、御指摘の外資規制の問題は、これは通信が始まって以来と言つてはちよつと正確でないかもしれませうけれども、一貫してとられてきた仕組みでございまして、NTTにつきましてもそれ以前の公社時代から、基本的に公社という形で国が完全にこの分野をカバーする仕組みでございまして、また、電波につきましても、電波法制定以来そのような考え方で取り組んできたわけでございます。

この十二年間、具体的にどうであつたかというわけでございますけれども、この通信のシステムについて外資が入つておること、そのことによつて具体的に支障が生じた、あるいは問題を生じたというところは具体的にないか、あるいは問題を生じたというふうには思ひます。いづれにいたしましても、通信のグローバル化、あるいは社会経済実態の国際化に伴いまして、この十二年間におきましても世界の状況というのは非常に変わつたといふことは言えるのではないかと、いふふうに思ひます。

○山田俊昭君　よくわかりましたが、電波の希少性という意味においては、立法時も現在もほとんど変わらないように思いますが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(谷公土君) 確かに、技術の進歩によりまして、その都度、現在利用できるという意味での電波の範囲というのは広がるわけでございますけれども、しかし、幾ら広がりましたが、その時々におきましては有限希少であることは間違いないところでございます。そういった事情はそういう意味では従来から変わっておらないと思うわけでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、社会経済活動が国際化したしますと、これは我が国の国民、あるいは我が国の事業体といたしましても国際的な活動することになってまいります。そういたしますと、その事業を展開するあるいは活動いたしますと、外国におきまして、やはりこういう事業展開等に必須な電波資源の利用ということはどうしても必要になってまいるわけでございまして、それが我が国民だけができないということになりますと、外国における事業活動も非常に制約を受けるわけでございます。こういった事情はいわばお互いさまでございまして、そういう中でお互いにこれを利用できるようにしていこうということは自国民優先の原則にもとるものではないと、趣旨としましては。

ただ問題はそれがバランスを保つて実現していけるかどうかということでございます。そういう意味では完全に各国の状況もそれぞれ同一ではないかもしれませんので、完全に同一というわけにはいきませんけれども、我が国といたしましてはそういう方向について先導的な役割を果たしつつ、必要なバランスを保つて将来的な方向性を持ちながら国際的の合意をつくり上げていくということとは我が国としても有益ではないかというふうに思うわけでございます。

○山田俊昭君　これは大臣にお尋ねをする形になるかと思いますが、新人物往来社版の「歴史読本」

というのがあります。これは古い雑誌を引用して恐縮でございしますが、この昭和六十三年六月の増刊号によりますと、こう書かれているわけであり
ます。

日本は外国スパイに對して最も甘い國であり、昭和五十三年六月に元電電公社社員、島野某が日本の重要な公文書を外國政府の情報機關に流したたものとして逮捕された事件を初めとして、戦後約七十件のスパイ事件が明らかとなつており、諜報都市東京では世界各国の諜報機關員が水面下でのぎを削り合つてゐるとされております。

もちろん、雑誌の特集記事であり、にわかにも

信じがたい話ではありますが、もし今回の WTO 非加盟国を含む外国人からの電気通信事業への参入の開放によって、反日本的な思想を抱く国の諜報機関が国内の通信情報を盗聴する目的で我が国内にダミー会社を設置して、電気通信事業に乗り出し、国内の通信情報を盗聴しようとしたとしても、郵政大臣はこの許可を拒否できなくなるのであります。我が国の安全保障に大きな不安材料を残すと思うのでありますが、郵政大臣の御所見をお伺い申し上げます。

○政府委員(谷公土君) ちよつと私から先にお答えをさせていただきます。

この改正が成立いたしました場合に、御指摘のようにさまざまな国の事業者が我が国の一種事業者として電気通信サービスを提供することになるわけでございます。

しかし、現行法上、例えば盗聴という問題について考えますと、外国事業者による盗聴といった事態を防止するためには幾つかの措置があるわけでございます。いわゆる外為法でございますが、外為法におきましては、国の安全を損ない、公の秩序維持を妨げ、または公衆の安全の保護に支障を来す場合には、対内直接投資等の留保、内容の変更、中止の勧告及び命令を行うことが可能というふうになっております。

さらに、電気通信事業法におきましては、通信の秘密の確保に支障があります場合には、郵政大

臣は電気通信事業者に対して改善命令を発することができるとなっておりますし、また具体的に通信の秘密が侵された場合には罰則の適用あるいは事業の許可の取り消しも可能ということ

になります。
 そういう意味で、あらかじめ参入そのものとして規制するということは、今回の措置によつて従来の形とは異なつて一〇〇％可能ということにはなりませんけれども、その後のこういった活動につきましては、今申し上げましたような担保措置が設けられておるわけでございます。
 ○國務大臣(堀之内久男君) ただいま谷局長から

答弁申し上げましたとおりでありまして、電気通信事業法等にそれぞれの罰則が制定されておりますので、またそういう問題でそれを適用してまいりたいと思います。特に非常事態の場合において、よく有事法制の問題が議論されておりますが、こうした問題はこれから検討していくべき課題である、こういうように認識いたしております。

○山田俊昭君 認めなかったものを認めてでき上がった。でき上がったものに対して改善命令だとか罰則があるから大丈夫だというような御答弁か

と思ふんですけれども、今まで完全にそういう状態にならなかったものがその危険性が生ずるといふことで大きな心配と不安を持つわけでありまして、私の心配と不安が杞憂に終わることを祈りまして、私の質問を終わります。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(測上貞雄君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○上田耕一郎君 私は、日本共産党を代表して、電気通信事業法及び電波法の一部改正案に反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本法案がWTOにおける

電気通信基本合意に基づくものとされながらも、審議の中でも指摘したように、アメリカ政府がこれと正反対の行動をとっているからであります。WTO基本電気通信交渉は、アメリカの主張に

より、一九九六年四月三十日の交渉期限が九十七年二月十五日に延長されて合意に至りました。その後から、アメリカは相互主義に基づく対応をとり始め、NTT、KDDの認証を盾にしてWTO基本合意以上の外資開放を日本政府に求めるという対応に出ています。こうした状況下で本法案を成立させることは、アメリカの政治的圧力に屈して、さらなる外資開放へと進む道となります。

反対の第二の理由は、本法案によつて実施される電気通信事業への無限定とも言える外資開放が、ユニバーサルサービスの保障を初め電気通信事業の公共性を大きく後退させる危険をはらむなど、我が国の通信主権を脅かすものだからであります。

メガキャリアと言われる巨大な通信会社を初め外国の巨大資本による我が国の電気通信産業への参入は、最も効率的に利益が上がる部分、大口ユーザーを対象とした高度なサービスなど、いわ

ゆるいといふところに集中することは明らかであり
ます。そうならば、うまみの少ない国民向けの通
信、特に赤字覚悟の過疎地の通信などの値上げや
サービスタウンが起る危険は大いと言わざる
を得ません。さらにアメリカは、コスト削減のた
め長期首割費用方式により機軸を転じて、二

は必至であります。
アメリカやフランスなどが無線局における直接投資を二〇％に制限しているにもかかわらず、本法案で全面開放している点は重大であります。電波は、有限の資源であり国民共有の財産であります。これを無制限に開放することは、国民共有の財産を明け渡すことになります。
以上、反対する主な理由を述べ、討論といたします。
○委員長(湖上貞雄君) 他に御意見もないようです。から、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(測上貞雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(測上貞雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(測上貞雄君) これより請願の審査を行います。

第一〇二八号N.T.Tの分離分割、五万人削減反対に関する請願外五件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、いずれも保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(測上貞雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(測上貞雄君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(測上貞雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(測上貞雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(測上貞雄君) 委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(測上貞雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十七分散会

六月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、N.T.Tの分離分割、五万人削減反対に関する請願(第二五七八号)(第二二二〇号)

第二五七八号 平成九年六月六日受理
N.T.Tの分離分割、五万人削減反対に関する請願

請願者 富山市秋吉新町五ノ三 保正清子
外八千九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一〇二八号と同じである。

第二二二〇号 平成九年六月九日受理
N.T.Tの分離分割、五万人削減反対に関する請願

請願者 和歌山市西庄三四ノ一四 中川
千代香 外四千三百十六名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一〇二八号と同じである。

六月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本放送協会平成七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日本放送協会平成七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

8 枚 第 405 号
平成 8 年 12 月 2 日

内閣総理大臣 橋本龍太郎 殿

会計検査院長職務代行
検査官 足田 周朗 田

日本放送協会平成七年度財産目録等について

日本放送協会平成七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書等の検査をしたのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 平成七年度財産目録

(一般勘定)

財 産 目 録

平成 8 年 3 月 31 日現在

科 目	内 容		合 計
	摘 要	記 金 額	
(資 産 の 部)			千円
流 動 資 産			158,015,101
現金及び預金			55,057,911
	現金	定期預金ほか	108,224
	預金		54,949,687
受信料未収金			1,391,796
	受信料未収金	受信料未収金の収納不能見込額	17,531,796
	未収受信料欠損引当金	△	16,140,000
有価証券			88,612,933
時価		国債、金融債ほか	35,820
前払費用		放送記念品	7,209,870
	翌年度番組関係費		6,883,047
	その他の前払費用	長期借入金利息ほか	326,822
未収金		有価証券利息ほか	
その他の流動資産		事務室賃借保証金ほか	1,898,783
	差入保証金		100,216
	仮払金	諸立替払金	

[illegible]

現金及び預金	預金	306	306
未収金	映像制作受託代ほか	326	326
資産合計		633	633
(負債の部)			
流動負債	業務委託経費	633	633
未払金		633	633
負債合計		633	633

2 平成7年度貸借対照表

(一般勘定)

貸借対照表

平成8年3月31日現在

科目	目	内	積	金	額	構成
			千円		千円	%
(資産の部)	資産					
流動資産	現金及び預金		17,531,796		55,057,911	
受取金	未収金		△ 16,140,000		1,391,796	
有価証券	未収受債料欠損引当金				88,612,933	
貯蓄	債権				35,820	
前払金	未収金				7,209,870	
未収金	未収金				3,707,983	
その他の流動資産	未収金				1,999,004	
流動資産合計					156,015,101	26.6
固定資産						
有形固定資産						
建物			174,080,475			
減価償却累計額			△ 55,954,758		118,125,716	
機械			98,912,640			
減価償却累計額			△ 65,837,901		38,074,739	
機械			447,036,769			
減価償却累計額			△ 320,609,288		126,427,481	
放			35,852,568			

減価償却累計額	△ 21,541,401	14,311,167	
車両及び運搬具	7,403,569		
減価償却累計額	△ 5,312,060	2,091,508	
器具	2,012,441		
減価償却累計額	△ 1,313,622	698,818	
その他の建設仮勘定		28,505,931	
有形固定資産合計		4,596,458	
無形固定資産		327,831,821	55.3
無形固定資産合計		10,234,715	
無形固定資産合計		10,234,715	1.7
出長期保有有価証券		70,418,380	
出長期保有有価証券		8,379,142	
出長期保有有価証券		2,512,876	
出長期保有有価証券		79,310,498	13.4
出長期保有有価証券		417,377,035	70.4
特種資産		9,545,000	
特種資産		8,211,952	3.0
特種資産		17,756,952	
特種資産		593,149,089	100.0
(負債の部)			
流動負債			
短期借入金		602,000	
一年以内に返済する長期借入金		5,225,000	
一年以内に返済する放送債		3,020,000	
未収金		49,502,404	
受取金		94,271,012	
その他の流動負債		2,486,253	
流動負債合計		155,106,670	26.2
固定負債			
放長期借入金		36,160,000	
放長期借入金		20,994,000	
放長期借入金		32,000,000	

固定負債合計	89,154,000	15.0
(資本の部)	244,260,670	41.2
資本	288,595,353	
承継資本	163,375	
固定資産充当資本	288,431,978	
立	57,292,408	
建設立	8,211,952	
繰上	49,080,456	
繰越剰余金	3,000,657	
繰上	348,888,419	58.8
当	593,149,089	100.0

(受託業務等勘定)

科目	目	内	訳	金	額	構成比
(資産の部)	資産					%
流動資産	現金				306	
未	預金				326	
流動資産	合計				633	100.0
(負債の部)	負債				633	
流動負債	合計				633	100.0
流動負債	合計				633	100.0
流動負債	合計				633	100.0

3 平成7年度損益計算書

損益計算書

(一般勘定)

平成7年4月1日から
平成8年3月31日まで

科目	目	金	額
経常事業収入		千円	578,383,566

受取利息	570,306,638	
受取配当金	2,050,985	
受取手数料	6,025,962	
受取利息	227,511,140	572,638,604
受取配当金	8,339,579	
受取手数料	54,423,520	
受取利息	1,800,655	
受取配当金	2,843,698	
受取手数料	7,883,196	
受取利息	145,091,357	
受取配当金	46,098,479	
受取手数料	13,648,835	
受取利息	50,858,143	
受取配当金	16,140,000	
受取手数料	5,744,991	
経常事業外収入	8,180,342	8,817,120
経常事業外収入	636,778	10,132,383
経常事業外収入	10,132,383	△ 1,315,243
経常事業外収入	4,429,748	4,429,748
経常事業外収入	415,885	677,367
経常事業外収入	226,476	
経常事業外収入	35,206	
経常事業外収入	144,167	2,106,458
経常事業外収入	1,870,120	
経常事業外収入	92,170	
経常事業外収入	3,000,657	

(受託業務等勘定)

4 平成7年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

日本放送協会は、平成7年度の事業運営に当たり、極めて厳しい経営環境の下で、平成2～6年度経営計画の成果を踏まえつつ、経営財源の確保を図るとともに、経営全般にわたり極力効率的な業務運営を推進し、事業計画の着実な遂行に努めた。

業務の実施に当たっては、多メディア・多チャンネル化の進展及び激動する社会情勢の下での公共放送としての役割を深く認識し、視聴者の期待と要望にこたえて、地上放送の充実刷新、衛星放送・ハイビジョン放送の充実と普及促進、映像国際放送の開始、デジタル放送等新しい放送技術の開発研究など各部門の事業活動を積極的に進め、放送を通じて国民生活の充実と文化の向上に資するよう努めた。

「一般勘定」の当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総

額5,931億4,908万9千円に対し、負債総額2,442億6,067万円であり、資本総額は3,488億8,841万9千円で、このうち当期事業収支差金は30億65万7千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入 5,783 億 8,359 万 6 千円に対し、経常事業支出は 5,726 億 3,860 万 4 千円で、差し引き経常事業収支差金は 57 億 4,499 万 1 千円であり、これに経常事業外収支差金△13 億 1,524 万 3 千円を加えた経常収支差金は 44 億 2,974 万 8 千円である。これに特別収入 6 億 7,736 万 7 千円を加え、特別支出 21 億 645 万 8 千円を差し引いた当期事業収支差金は 30 億 65 万 7 千円である。

なお、この当期事業収支差金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

「受託業務等勘定」の当年度末の資産、負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額63万3千円に対し、負債総額63万3千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると經常事業収入3億1,684万5千円に対し、經常事業支出は2億6,003万円で、差し引き經常事業収支差金は5,681万5千円であり、これに經常事業外収支差金△883万円を加えた当期事業収支差金は4,798万4千円であり、この当期事業収支差金は「一般勘定」へ繰り入れた。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況

当年度末における資産、負債及び資本の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)

第十一部 逋信委員會會議錄第十六号 平成九年六月十六日 【参議院】

資 産	資 産			資 産		
	資 産 合 計	資 産 合 計	資 産 合 計	資 産 合 計	資 産 合 計	資 産 合 計
貯 蓄 資 金	36,825	35,820	△	1,205	3,213,078	
前 払 収 入	3,996,793	7,209,870	△		246,106	
未 収 入	3,954,070	3,707,963	△		202,578	
その他の流動資産	2,201,583	1,999,004	△			
流動資産合計	(23,87) 136,396,942	(26,67) 158,015,101			21,618,159	
有形固定資産	319,448,789	327,831,821			8,383,031	
建物	116,145,777	118,125,716			1,979,839	
構築物	31,837,354	33,074,739			1,237,384	
機械及び装置	123,444,749	126,427,481			2,982,731	
運搬工具	18,823,836	14,311,167	△		4,512,668	
車両及び運搬具	2,077,677	2,091,508			13,831	
器具	603,353	698,818			95,465	
土地	24,021,153	28,505,381			4,484,777	
その他の建設仮勘定	2,494,887	4,596,458			2,101,570	
無形固定資産	11,486,507	10,234,715	△		1,251,792	
出資その他の資産	86,050,693	79,310,498	△		6,740,194	
長期預金	16,800,000	0			16,800,000	
長期保有有価証券	61,301,714	70,418,380			9,116,886	
出資	5,213,292	6,379,142			1,165,850	
長期前払費用	2,985,687	2,512,976	△		422,710	
固定資産合計	(72,97) 416,985,991	(70,47) 417,377,035			391,044	
放込債券償還積立資産	10,597,000	9,545,000	△		1,052,000	
建設積立資産	8,211,952	8,211,952			0	
特定資産合計	(3,37) 18,808,952	(3,07) 17,756,952	△		1,052,000	
資産合計	(100,07) 572,191,886	(100,07) 593,149,089			20,957,203	
短期借入金	0	602,000			602,000	
一年以上以内の借入金	0	5,225,000			5,225,000	
一放収未収金	4,970,000	3,020,000	△		1,950,000	
未収金	41,460,539	49,502,404			8,041,865	
受信料前受金	89,368,516	94,271,012			4,902,496	
その他の流動負債	1,904,068	2,486,253			582,184	

流動負債合計	(24,1) 137,703,124	(26,2) 155,106,670	17,403,546
放送債	39,180,000	36,160,000	3,020,000
長期借入金	17,921,000	20,984,000	3,073,000
退職手当引当金	31,500,000	32,050,000	500,000
固定負債合計	(15,5) 88,601,000 (39,6) 226,304,124	(15,0) 89,154,000 (41,2) 244,260,670	553,000
負債合計			17,956,546
資本	274,005,353	286,595,353	14,590,000
資本	163,375	163,375	0
固定資産无当資本	273,841,978	288,431,978	14,590,000
積立金	56,609,640	57,292,408	682,767
建設費	5,073,452	8,211,952	3,138,500
繰上金	51,536,188	49,080,456	2,455,732
当期事業収支差金	15,272,767	3,000,657	△
資本合計	(50,4) 345,887,761 (100,0) 572,191,986	(56,8) 348,888,419 (100,0) 593,149,089	3,000,657
負債資本合計			20,957,203

(注) () 内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

張の莊資了

当年度末の資産総額は、前年度末の5,721億9,188万6千円に比べ209億5,720万3千円増加し、5,931億4,908万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(單位:千元)

区 分	平成 6 年 度 末		平成 7 年 度 末		増 減
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)	
流動資産	136,386,942	23.8	158,015,101	26.6	21,618,159
固定資産	416,985,991	72.9	417,377,035	70.4	391,044
特 定 資 産	18,808,952	3.3	17,756,952	3.0	△ 1,052,000
合 計	572,191,886	100.0	583,149,089	100.0	20,957,203

(7) 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の1,363億8,694万2千円に比べ216億1,815万9千円増加し、1,580億1,510万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

100

区	分	平成6年度末	平成7年度末	増	減
現金及び預金	金	68,944,953	55,057,911	△	13,887,042
受取金	金	2,256,422	1,391,796	△	864,626
有価証券	金	55,006,293	86,612,933	△	33,606,640
前払費用	金	36,825	35,620	△	1,205
その他流動資産	金	3,998,793	7,209,870	△	3,213,076
未収金	金	3,954,070	3,707,963	△	246,106
その他の流動資産	金	2,201,583	1,998,004	△	202,578
合 計		136,396,942	158,015,101		21,618,159

注1 現金及び預金

区	分	金	額	摘	要
現金	金	108,224			
預金	金	54,949,687		定期預金はか	
合 計		55,057,911			

注2 受取金未収金

区	分	金	額	摘	要
受取金	金	17,531,796		当年度末の受取金未収額	
未収金	金	△ 16,140,000		翌年度における収納不能見込額	
合 計		1,391,796			

注3 有価証券

区	分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘	要
国債	債	26,900,000	26,893,150	26,893,150	利付長期信用債券ほか	
金融債	債	44,699,796	44,689,746	44,689,746	日本国債、国債清算準備金債ほか	
政府保証債	債	540,000	540,000	540,000	特別快速建設債ほか	
非政府保証債	債	1,036,500	1,036,399	1,036,399	東京都公債ほか	
地方債	債	2,630,000	2,626,638	2,626,638	電力債券ほか	
事業債	債	10,839,911	10,827,059	10,827,059	三井銀行劣後債	
外債	債	2,000,000	2,000,000	2,000,000		
合 計		88,646,148	88,612,933	88,612,933		

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

区	分	金	額	摘	要
放送記念品	品	35,620		放送出演記念品ボールペンほか	

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注4 貯蔵品

区	分	金	額	摘	要
翌年度番組関係費	費	6,883,047		翌年度放送番組制作経費、アトラクタオリンピア放送機材ほか	
長期借入金利息	金	35,602		長期借入金の翌年度分利息	
短期借入金利息	金	817		短期借入金の翌年度分利息	
その他の前払費用	金	290,402		事務室翌年度分賃借料ほか	
合 計		7,209,870			

注5 前払費用

区	分	金	額	摘	要
有価証券等利息	金	997,903		国債等の当年度分利息	
その他の未収金	金	2,710,060		国際放送関係交付金第4・四半期分ほか	
合 計		3,707,963			

注6 未収金

区	分	金	額	摘	要
差入保証金	金	1,898,796		事務室賃借保証金はか	
仮払金	金	100,216		諸立替私金	
合 計		1,999,012			

注7 その他の流動資産

(4) 固定資産

区	分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	繰上償却額	繰上償却後未償却額	繰上償却後未償却額
有形固定資産	産	758,574,213	62,281,352	22,434,710	798,420,854	470,569,082	327,851,821	327,851,821
建物	物	169,549,980	7,090,662	2,560,168	174,080,475	55,954,758	118,125,716	118,125,716
構築物	物	96,492,803	5,024,769	2,604,931	98,912,640	65,837,901	33,074,739	33,074,739
機械及び装置	置	421,209,479	40,456,794	14,829,504	447,036,769	320,609,288	126,427,481	126,427,481

放送衛星	35,852,568	0	0	35,852,568	21,541,401	14,311,167
車両及び運搬具	7,044,274	957,099	597,804	7,403,569	5,312,060	2,091,508
器具	1,809,086	197,785	94,409	2,012,441	1,313,622	698,818
土地	24,021,153	4,516,843	32,065	28,505,931	—	28,505,931
その他の建設仮勘定	2,494,887	4,017,397	1,915,826	4,596,458	—	4,596,458
無形固定資産	18,584,545	16,091	56,549	19,544,085	9,309,371	10,234,715
(有形・無形固定資産計)	778,158,758	62,277,443	22,491,260	817,844,941	479,878,404	338,066,536
出資その他の資産	86,050,693	10,291,312	17,081,506	79,310,498	—	79,310,498
長期預金	18,800,000	0	16,800,000	0	—	0
長期保有有価証券	61,301,714	9,116,666	0	70,418,380	—	70,418,380
出	5,213,292	1,165,850	0	6,379,142	—	6,379,142
長期前払費用	2,935,687	8,795	431,506	2,512,976	—	2,512,976
合 計	884,208,451	72,568,755	39,522,767	897,255,440	479,878,404	417,377,035

注 1 有形固定資産及び無形固定資産の当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、59,797,999千円であり、その内容は次のとおりである。

新放送施設の整備 (新風放送設備の整備等)
8,136,577千円
テレビジョン、ラジオ放送網の整備
12,948,861千円
(総合放送1局、FM放送1局の完成、放送装置の更新等)
5,251,596千円
放送会館の整備 (広島放送会館の整備等)
25,988,484千円
番組送出設備の整備、地域放送充実のための機器の整備等
7,472,370千円
研究設備等の整備 (研究開発設備の整備、事務機器の整備等)

注 2 当年度末のその他の建設仮勘定残高4,596,458千円の内容は、大阪放送会館整備等である。

注 3 当年度末の無形固定資産残高10,234,715千円の内容は、国際放送送信設備等施設利用権10,194,800千円、地上権39,914千円である。

注 4 長期保有有価証券

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	備 考
国 債	26,400,300	26,385,555	26,385,555	利付興業債券ほか
金 融 債	8,470,422	8,470,332	8,470,332	特別大阪府公債ほか
地 方 債	13,900,000	13,885,691	13,885,691	電力債券ほか
事 業 債	19,708,100	19,687,041	19,687,041	米国政府機関債ほか
外 債	2,485,764	1,989,760	1,989,760	
合 計	70,964,587	70,418,380	70,418,380	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注 5 出 資

(単位 千円)

出 資 先	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高	一株の額	当年度末未出資株式数
通信・放送機構	1,127,542	0	0	1,127,542	—	—
㈱NHKエンタープライズ21	952,000	0	0	952,000	50,000円	19,040株
㈱NHKエデュケーション・ソナール	67,000	0	0	67,000	50,000円	1,340株
㈱NHKソフトウェア	67,000	0	0	67,000	50,000円	1,340株
㈱NHK情報ネットワーク	209,500	0	0	209,500	50,000円	4,190株
㈱NHKプロモーション	57,000	0	0	57,000	500円	114,000株
㈱NHKフーズ	126,700	0	0	126,700	500円	253,400株
㈱NHKチニカルサービス	210,000	0	0	210,000	50,000円	4,200株
㈱日本放送出版協会	33,000	0	0	33,000	50円	660,000株
㈱NHKきんきメディアアライアンス	52,000	0	0	52,000	50,000円	1,040株
㈱NHK名古屋テレビジョン	30,000	0	0	30,000	50,000円	600株
㈱NHKちゅうごくソフト	26,000	0	0	26,000	50,000円	520株
㈱NHK九州メディアス	26,000	0	0	26,000	50,000円	520株
㈱NHK東北テレビジョン	26,000	0	0	26,000	50,000円	520株
㈱NHK北海道ビジョン	26,000	0	0	26,000	50,000円	520株
㈱NHK総合ビジネズ	40,000	0	0	40,000	500円	80,000株
㈱NHK文化センター	151,000	0	0	151,000	500円	302,000株
㈱NHKコンピューターサービス	20,000	0	0	20,000	500円	40,000株
㈱NHK営業サービス㈱	57,000	0	0	57,000	50,000円	1,140株
㈱NHKフリップックス	120,000	0	0	120,000	50,000円	2,400株
㈱日本文字放送	40,000	0	0	40,000	50,000円	800株
㈱西日本文字放送	20,000	0	0	20,000	50,000円	400株
㈱中部文字放送	20,000	0	0	20,000	50,000円	400株
㈱放送衛星システム	821,400	1,078,600	0	1,900,000	50,000円	38,000株
㈱NHK名古屋ビルシステムズ	10,000	0	0	10,000	50,000円	200株
㈱日本ハイビジョン	130,000	0	0	130,000	50,000円	2,600株
㈱ハイビジョンワールド	36,000	0	0	36,000	50,000円	720株
㈱NTTビジョナル通信㈱	160,000	0	0	160,000	50,000円	3,200株
㈱国際電気通信基礎技術研究所	2,000	0	0	2,000	50,000円	40株
㈱エー・ティ・アール通信システム研究所	93,900	0	0	93,900	50,000円	1,878株
㈱エー・ティ・アール知能映像通信研究所	8,500	0	0	8,500	50,000円	170株
映像通信研究所	1,000	300	0	1,300	50,000円	26株

区	分	平成6年度末	平成7年度末	増	減
他	計 (4団体)	5,213,292	1,165,850	0	6,379,142
合	計 (4団体)	5,213,292	1,165,850	0	6,379,142

上記出資は、放送法第8条の2に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。
 ㈱NHKエレクトロニクスは、平成7年4月1日をもって、㈱NHKエレクトロニクスと㈱NHKクリエイティブが合併し発足したものである。

注6 当年度末の長期前払費用残高2,512,976千円の内容は、補完放送衛星地上管制設備管理料金1,233,570千円、補完放送衛星BS-3N保険料金1,252,579千円、放送所敷地賃借料未経過分等26,827千円である。

(ウ) 特定資産

当年度末の特定資産は、前年度末の188億895万2千円に比べ10億5,200万円減少し、177億5,695万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

区	分	平成6年度末	平成7年度末	増	減
放送債券償還積立資産		10,597,000	9,545,000	△	1,052,000
建設積立資産		8,211,952	8,211,952		0
合	計	18,808,952	17,756,952	△	1,052,000

注1 放送債券償還積立資産

区	分	平成6年度末	平成7年度末	増	減
放送債券償還積立資産		10,597,000	9,545,000	△	1,052,000

上記放送債券償還積立資産は、放送法第42条第4項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産である。

区	分	平成6年度末	平成7年度末	増	減
建設積立資産		8,211,952	8,211,952	0	0

上記建設積立資産は、放送会館の建設等のために積み立てた資産である。

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の2,263億412万4千円に比べ179億5,654万6千円増加し、2,442億6,067万円となり、その内容は次表のとおりである。

区	分	平成6年度末	平成7年度末	増	減
流動負債		137,703,124	155,106,670	63.5	17,403,546
固定負債		88,601,000	89,154,000	36.5	553,000
合	計	226,304,124	244,260,670	100.0	17,956,546

(フ) 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の1,377億312万4千円に比べ174億354万6千円増加し、1,551億667万円となり、その内容は次表のとおりである。

区	分	平成6年度末	平成7年度末	増	減
短期借入金		0	602,000		602,000
一年以上以内に返済する長期借入金		0	5,225,000		5,225,000
一年以上以内に償還する放送債券未償付金		4,970,000	3,020,000	△	1,950,000
未償付金		41,480,539	49,502,404		8,041,865
受借料前受金		89,388,516	94,271,012		4,902,496
その他の流動負債		1,904,068	2,486,253		582,184
合	計	137,703,124	155,106,670		17,403,546

注1 短期借入金

区	分	金	額	要
短期借入金		802,000		

上記短期借入金の借入先別金額は、第一勧業銀行308,000千円、富士銀行70,000千円、住友銀行59,000千円、さくら銀行45,000千円、三井銀行37,000千円、三和銀行30,000千円、日本長期信用銀行16,000千円、日本興業銀行9,000千円、日本生命保険14,000千円、第一生命保険14,000千円である。

注 2 未 払 金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
契 約 収 納 事 務 費	3,838,125	3月分受信契約取次・受信料収納事務費
放 送 債 券 利 息	267,888	放送債券の当年度分利息
納 付 消 費 税	1,728,872	
そ の 他 の 未 払 金	43,667,517	3月分電力料ほか
合 計	49,502,404	

注 3 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受 信 料 前 受 金	94,271,012	翌年度分受信料の収納額

注 4 その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前 受 収 益 金	81,227	技術協力料ほか
預 り 金	34,259	事務室賃貸敷金ほか
仮 受 金	2,390,766	事業取扱所得税ほか
合 計	2,488,253	

(イ) 固 定 負 債

当年度末の固定負債は、前年度末の886億100万円に比べ5億5,300万円増加し、891億5,400万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平 成 6 年 度 末	平 成 7 年 度 末	増 減
放 送 債 券 金	39,180,000	36,180,000	△ 3,020,000
長 期 借 入 金	17,921,000	20,994,000	3,073,000
退 職 手 当 引 当 金	31,500,000	32,000,000	500,000
合 計	88,601,000	89,154,000	553,000

注 1 放 送 債 券

(単位 千円)

区 分	平 成 6 年 度 末	平 成 7 年 度 末	増 減
発 行 額			
償 還 額	0	△ 3,020,000	36,180,000
固 定 負 債・放 送 債 券	39,180,000	—	39,180,000
流 動 負 債・一 年 以 内 に 償 還 する放 送 債 券	4,970,000	4,970,000	3,020,000
合 計	44,150,000	4,970,000	39,180,000

注 2 長 期 借 入 金

(単位 千円)

区 分	平 成 6 年 度 末	平 成 7 年 度 末	増 減
借 入 額	17,921,000	8,298,000	—
返 済 額	0	—	△ 5,225,000
固 定 負 債・長 期 借 入 金	17,921,000	8,298,000	20,994,000
流 動 負 債・一 年 以 内 に 返 済 する長 期 借 入 金	0	0	5,225,000
合 計	17,921,000	8,298,000	26,219,000

上記長期借入金の平成7年度末残高26,219,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行13,398,000千円、富士銀行3,041,000千円、住友銀行2,589,000千円、さくら銀行1,967,000千円、三菱銀行1,626,000千円、三和銀行1,284,000千円、日本長期信用銀行681,000千円、日本興業銀行393,000千円、日本生命保険630,000千円、第一生命保険630,000千円である。

ウ 資 本 の 部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の3,458億8,776万1千円に比べ30億65万7千円増加し、3,488億8,841万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平 成 6 年 度 末	平 成 7 年 度 末	増 減
資 本	274,005,353	288,595,353	14,590,000
立 金	56,609,640	57,292,408	682,767
積 立 金	15,272,767	3,000,657	△ 12,272,110
合 計	345,887,761	348,888,419	3,000,657

(エ) 資 本

(単位 千円)

区 分	平 成 6 年 度 末	平 成 7 年 度 末	増 減
承 継 資 本	163,375	163,375	0
固 定 資 産 充 当 資 本	273,841,978	288,431,978	14,590,000
合 計	274,005,353	288,595,353	14,590,000

承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産である。

当年度末の固定資産充当資本は2,884億3,197万8千円であり、その内容は次のとおりである。

固定資産再評価益の資本組み入れ額 30億8,857万7千円

資本支出に充当し固定資産化されたものの

累積額 2,853億4,340万円

なお、当年度末の固定資産充当資本の増加145億9,000万円は、前年度の当期事業収支差金のうち資本支出に充当し固定資産化された額106億7,200万円及び当年度の前期繰越金受入れにより放送債券償還のために積み立てた額39億1,800万円を組み入れたものである。

(イ) 積立金

(単位 千円)

区 分	平成6年度末	平成7年度末	増 減
建設積立金	5,073,452	8,211,952	3,138,500
繰越剰余金	51,536,188	49,080,456	△ 2,455,732
合 計	56,609,640	57,292,408	682,767

当年度末の建設積立金82億1,195万2千円は、前年度末の建設積立金に、前年度の当期事業収支差金のうち建設積立金繰入れ額31億3,850万円を繰り入れたものである。

また、当年度末の繰越剰余金490億8,045万6千円は、前年度末の繰越剰余金に、前年度の当期事業収支差金から固定資産充当資本組み入れ額及び建設積立金繰り入れ額を差し引いた額14億6,226万7千円を繰り入れ、当年度に固定資産充当資本に組み入れた額39億1,800万円を差し引いたものである。

(ウ) 当期事業収支差金

(単位 千円)

区 分	平成6年度末	平成7年度末	増 減
当期事業収支差金	15,272,787	3,000,657	△ 12,272,110

当年度末の当期事業収支差金は、30億65万7千円であり、これは翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(受託業務等勘定)

(単位 千円)

区 分	平成6年度末	平成7年度末	増 減
現金及び預金	3,081	306	△ 2,754
流動資産合計	3,293	326	△ 2,876
流動負債合計	6,264	633	△ 5,631
負債・資本合計	6,264	633	△ 5,631
負債・資本合計	6,264	633	△ 5,631

ア 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の626万4千円に比べ563万1千円減少し、63万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成6年度末	平成7年度末	増 減
現金及び預金	3,081	306	△ 2,754
合 計	3,203	326	△ 2,876

注1 現金及び預金

(単位 千円)

区 分	金 額	備 考
預 金	306	

注2 未収金

(単位 千円)

区 分	金 額	備 考
未 収 金	326	映像制作受託代ほか

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の626万4千円に比べ563万1千円減少し、63万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

区	分	平成8年度末		平成7年度末	
		金額	増減	金額	増減
未	払	6,264		633	△
					5,631

注 未 払 金

区	分	平成8年度末		平成7年度末	
		金額	増減	金額	増減
そ	の 他 の 未 払 金	633			
					業務委託経費

(2) 損益計算書

(比較損益計算書)

(一 一般勘定)

区	分	平成6年度		平成7年度	
		金額	増減	金額	増減
経	常 事 業 収 入	568,151,616		578,383,586	
		(100,0)		(100,0)	
					10,231,979
受	信 料 入	559,329,957		570,306,638	
		1,816,926		2,050,985	
					234,068
交	付 金 収 入	7,004,732		6,025,962	
					△
					578,769
副	次 収 入				
経	常 事 業 支 出	552,828,397		572,638,604	
		(97,3)		(98,0)	
					19,810,207
国	内 放 送 賃 料 支 出	216,927,804		227,511,140	
		4,576,251		6,339,579	
					1,763,327
国	際 放 送 賃 料 支 出	51,679,352		54,423,520	
		1,629,535		1,800,655	
					171,100
契	約 収 納 賃 料 支 出	2,664,289		2,843,898	
		7,248,065		7,883,186	
					837,130
受	信 報 究 賃 料 支 出	143,700,911		145,091,357	
		47,705,983		46,098,479	
					△
					1,607,504
退	職 手 当 ・ 厚 生 費				

区	分	平成8年度		平成7年度	
		金額	増減	金額	増減
支	一 般 管 理 費	13,275,976		13,648,835	
		47,589,408		50,858,143	
					3,264,734
減	価 値 却 費	15,828,000		16,140,000	
					311,000
未	収 受 信 料 欠 損 償 却 費				
経	常 事 業 収 支 差 金	(2,7)		(1,0)	
		15,328,219		5,744,991	
					△
					9,578,228
経	常 事 業 外 収 入	(1,6)		(1,5)	
		8,804,215		8,817,120	
					12,905
財	務 収 入	8,183,489		8,180,342	
		610,725		636,778	
					△
					13,146
業	事 業 外 支 出	(2,0)		(1,7)	
		11,316,419		10,132,363	
					△
					1,184,055
外	財 務 費	11,316,419		10,132,363	
					△
					1,184,055
収	支 差 金	(△0,4)		(△0,2)	
		2,512,204		1,315,243	
					△
					1,196,961
支	経 常 事 業 外 収 支 差 金	△		△	
					8,381,266
経	常 収 支 差 金	(2,8)		(0,8)	
		12,811,014		4,429,748	
					△
					8,381,266
資	本 支 出 充 当 金	10,672,000		0	
		2,139,014		4,429,748	
					△
					10,672,000
当	期 利 余 金				
					2,290,733
特	別 収 入	(0,7)		(0,1)	
		4,018,714		677,367	
					△
					3,341,346
固	定 資 産 売 却 益	544,222		415,686	
		200,022		226,476	
					△
固	定 資 産 受 贈 益	135,969		35,206	
					△
					100,783
通	年 度 損 益 修 正 益	3,138,500		0	
					△
					3,138,500
そ	の 他 の 特 別 収 入				
収	入				
特	別 支 出	(0,3)		(0,4)	
		1,556,981		2,108,458	
					△
					549,497
固	定 資 産 売 却 損	147,370		144,167	
		1,409,590		1,870,120	
					△
固	定 資 産 除 却 損	0		92,170	
					3,203
通	年 度 損 益 修 正 損				
					460,530
					92,170
支	出				
支	出	(2,7)		(0,5)	
		15,272,787		3,000,657	
					△
					12,272,110
当	期 事 業 収 支 差 金				
					10,672,000
資	本 支 出 充 当 金	10,672,000		0	
		3,138,500		0	
					△
					3,138,500
建	設 費 立 金 繰 入 金	1,462,287		3,000,657	
					△
					1,538,389
事	業 収 支 剩 余 金				

(注) () 内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

ア 経常事業収支

経常事業収入 5,783 億 8,359 万 6 千円に對し、経常事業支出は 5,726 億 3,860 万 4 千円であり、差し引き経常事業収支差金は 57 億 4,499 万 1 千円である。

なお、前年度の経常事業収入 5,681 億 5,161 万 6 千円、経常事業支出 5,528 億 2,839 万 7 千円に比較すれば、経常事業収入は 102 億 3,197 万 9 千円、経常事業支出は 198 億 1,020 万 7 千円の増加である。

ケ 経常事業収入

経常事業収入の増加は、主として衛星受信契約件数の増加等に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

区 分	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	増 減	
			増	減
受 信 料 入	559,329,957	570,306,638		10,976,680
交 付 金 収 入	1,816,926	2,050,995		234,068
副 次 収 入	7,004,732	6,025,962	△	978,769
合 計	568,151,616	576,383,596		10,231,979

注 1 受 信 料

区 分	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	増 減	
			増	減
基 本 受 信 料	495,063,672	498,808,307		3,744,635
衛 星 付 加 受 信 料	64,266,285	71,498,381		7,232,045
合 計	559,329,957	570,306,638		10,976,680

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

区 分	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	増 減	
			増	減
カウリング契約	△	△		26,729
年 度 初 頭 加 減	27,072	343		472
年 度 初 頭 加 減	26,729	△		26,257
年 度 初 頭 加 減	△	888		827
年 度 初 頭 加 減	△	61		59
年 度 初 頭 加 減	827	△		768

衛星カウリング契約	年 度 初 頭 加 減	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	増 減	
				増	減
衛星カウリング契約	年 度 初 頭 加 減	5,802	711		6,513
衛星カウリング契約	年 度 初 頭 加 減	6,513	778		7,291
衛星カウリング契約	年 度 初 頭 加 減	36	4		39
衛星カウリング契約	年 度 初 頭 加 減	39	3		42
特別契約	年 度 初 頭 加 減	13	1		14
特別契約	年 度 初 頭 加 減	14	2		16
契約総数	年 度 初 頭 加 減	33,810	34,122		34,122
契約総数	年 度 初 頭 加 減	34,122	252		34,374

注 2 交付金収入

区 分	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	増 減	
			増	減
国際放送関係交付金	1,803,832	1,865,289		61,457
選挙放送関係交付金	13,094	185,706		172,611
合 計	1,816,926	2,050,995		234,068

注 3 副次収入

区 分	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	増 減	
			増	減
一般業務収入	6,513,868	5,724,946	△	788,911
受託業務等収入	490,873	301,015	△	189,858
合 計	7,004,732	6,025,962	△	978,769

上記平成7年度受託業務等収入301,015千円は、「受託業務等勘定」の1号、2号業務費（人件費、減価償却費等）253,030千円に「受託業務等勘定」の当期事業収支差金47,884千円を加えたものである。

（イ）経常事業支出

平成7年度事業計画に基づき、経営全般にわたり極力業務の効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

区		平成6年度	平成7年度	増減
内 務 省	送 達 費	216,927,604	227,511,140	10,583,535
内 務 省	送 達 費	4,578,251	8,339,579	1,763,327
内 務 省	送 達 費	51,679,352	54,423,520	2,744,168
内 務 省	送 達 費	1,629,555	1,800,655	171,100
内 務 省	送 達 費	2,664,289	2,843,698	179,409
内 務 省	送 達 費	7,246,065	7,883,196	637,130
内 務 省	送 達 費	143,700,911	145,091,357	1,390,445
内 務 省	送 達 費	47,705,983	48,098,479	392,496
内 務 省	送 達 費	13,275,976	13,648,835	372,858
内 務 省	送 達 費	47,593,408	50,858,143	3,264,734
内 務 省	送 達 費	15,829,000	16,140,000	311,000
合 計		552,828,397	572,638,604	19,810,207

注1 国内放送費

区		平成6年度	平成7年度	増減
香 港 組	送 達 費	165,237,066	174,375,108	9,138,041
香 港 組	送 達 費	51,690,537	53,136,031	1,445,493
合 計		216,927,604	227,511,140	10,583,535

注2 国際放送費

区		平成6年度	平成7年度	増減
音 声 国 際 放 送 費		4,578,251	4,736,766	160,514
映 像 国 際 放 送 費		—	1,602,812	1,602,812
合 計		4,578,251	6,339,579	1,763,327

注3 契約収納費

区		平成6年度	平成7年度	増減
契 約 収 納 費		36,653,111	38,034,941	1,381,830
契 約 収 納 費		15,026,240	16,388,578	1,362,337
合 計		51,679,352	54,423,520	2,744,168

区		平成6年度	平成7年度	増減
受 信 改 善 費		248,300	287,010	38,709
受 信 改 善 費		1,381,254	1,513,645	132,390
合 計		1,629,555	1,800,655	171,100

注4 受信対策費

区		平成6年度	平成7年度	増減
視 聴 者 意 向 収 集 費		1,232,664	1,426,357	193,693
視 聴 者 意 向 収 集 費		1,431,625	1,417,341	14,284
合 計		2,664,289	2,843,698	179,409

注5 広報費

区		平成6年度	平成7年度	増減
香 港 組 調 査 研 究 費		1,289,153	1,650,920	361,766
香 港 組 調 査 研 究 費		5,956,911	6,232,275	275,364
合 計		7,246,065	7,883,196	637,130

注6 調査研究費

区		平成6年度	平成7年度	増減
給 与		143,700,911	145,091,357	1,390,445

上記平成7年度給与の内容は、職員給与144,688,367千円、常勤役員報酬404,970千円である。

注7 給与

区		平成6年度	平成7年度	増減
退 職 手 当 ・ 厚 生 費		47,705,983	46,098,479	1,607,504

上記平成7年度退職手当・厚生費の内容は、退職手当21,811,962千円、厚生保健費24,286,516千円である。

注8 退職手当・厚生費

注9 一般管理費

区	分	平成6年度	平成7年度	増減
一般管理費		13,275,976	13,648,835	372,858

上記平成7年度一般管理費の内容は、施設管理費6,970,872千円、職員管理費その他6,677,962千円である。

注10 減価償却費

区	分	取得価額	当年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却率 %
有形固定資産		765,299,464	49,590,259	470,569,032	294,729,431	61.5
建物		174,080,475	4,418,681	55,954,758	118,125,716	32.1
構築物		98,912,640	3,405,280	65,897,901	33,074,739	66.6
機械及び装置		447,036,769	36,438,523	320,609,288	126,427,481	71.7
運搬工具		35,852,568	4,512,668	21,541,401	14,311,167	60.1
車両及び運搬具		7,403,569	730,937	5,312,060	2,091,508	71.7
無形固定資産		2,012,441	89,167	1,313,622	699,818	65.3
施設利用権		19,504,172	1,267,883	9,309,371	10,194,800	47.7
		19,504,172	1,267,883	9,309,371	10,194,800	47.7
合 計		784,802,637	50,658,143	470,878,404	304,924,232	61.1

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物・放送衛星は定額法、機械及び装置・車両及び運搬具・器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

イ 経常事業外収支

経常事業外収入は、88億1,712万円であり、経常事業外支出は101億3,236万3千円であり、差し引き経常事業外収支差金は△18億1,524万3千円である。その内容は次表のとおりである。

(ア) 経常事業外収入

区	分	平成6年度	平成7年度	増減
財務収入		8,193,489	8,180,342	△ 13,146
雑収入		610,725	636,778	26,052
合 計		8,804,215	8,817,120	12,905

注 財務収入

区	分	平成6年度	平成7年度	増減
受取利息		8,193,519	8,130,072	△ 3,446
受取配当金		59,970	50,270	△ 9,700
合 計		8,193,489	8,180,342	△ 13,146

(イ) 経常事業外支出

区	分	平成6年度	平成7年度	増減
財務		11,316,419	10,132,363	△ 1,184,055
支払利息		3,171,836	2,820,189	△ 351,646
放送債券発行償還経費		89,941	41,224	△ 48,717
建設仕入消費税		1,908,445	1,564,521	△ 343,923
納付消費税		6,149,196	5,706,428	△ 439,767

(注) 消費税の会計処理は、税込方式によっている。ただし、有形・無形固定資産取得に係る消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

ウ 特別収支

固定資産売却益等の特別収入は、6億7,736万7千円であり、固定資産売却損等の特別支出は21億645万8千円であり、その内容は次表のとおりである。

(ア) 特別収入

区	分	金額	摘要
固定資産売却益		415,685	
固定資産受贈益		226,476	
通年度損益修正益		35,206	固定資産の造成による評価益
合 計		677,367	

(イ) 特別支出

区	分	金額	摘要
固定資産売却損		144,167	
固定資産除却損		1,870,120	旧神戸放送会館等の除却損
通年度損益修正損		92,170	平成6年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正損
合 計		2,106,458	

エ 当期事業収支差金

経常事業収支差金 57 億 4,499 万 1 千円に経常事業外収支差金△13 億 1,524 万 3 千円を加えた経常収支差金は 44 億 2,974 万 8 千円である。

これに、特別収入 6 億 7,736 万 7 千円を加え、特別支出 21 億 645 万 8 千円を差し引いた当期事業収支差金は 30 億 65 万 7 千円である。

なお、この当期事業収支差金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(受託業務等勘定)

区 分		平成 6 年度	平成 7 年度	増 減
経 常 事 業 収 入	経 常 事 業 収 入	(100.0) 535,146	(100.0) 316,845	△ 218,300
	受 託 業 務 等 収 入	535,146	316,845	△ 218,300
経 常 事 業 支 出	経 常 事 業 支 出	(82.2) 439,723	(82.1) 260,030	△ 179,693
	受 託 業 務 等 支 出	439,723	260,030	△ 179,693
経 常 事 業 収 支 差 金	経 常 事 業 収 支 差 金	(17.8) 95,422	(17.9) 56,815	△ 38,606
	経 常 事 業 外 支 出	(2.9) 15,758	(2.8) 8,830	△ 6,927
経 外 常 事 業 収 支 差 金	経 常 事 業 外 収 支 差 金	(Δ2.9) 15,758	(Δ2.8) 8,830	△ 6,927
	当 期 事 業 収 支 差 金	(14.9) 79,664	(15.1) 47,984	△ 31,679
当 期 繰 入 前 剰 余 金	当 期 繰 入 前 剰 余 金	79,664	47,984	△ 31,679
	一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ	79,664	47,984	△ 31,679

(注) () 内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

フ 経常事業収支

経常事業収入 3 億 1,684 万 5 千円に対し、経常事業支出は 2 億 6,003 万円であり、差し引き経常事業収支差金は 5,681 万 5 千円である。その内容は次表のとおりである。

ク 経常事業収入

受託業務等収入の内訳は次表のとおりである。

区 分	金 額	備 考
1 号 業 務 収 入	294,950	協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入
2 号 業 務 収 入	21,885	委託により、放送番組等を制作すること等による収入
合 計	316,845	

(1) 経常事業支出

受託業務等費の内訳は次表のとおりである。

区 分	金 額	備 考
1 号 業 務 費	242,240	人件費及び減価償却費等238,644千円を含む
2 号 業 務 費	17,786	人件費及び減価償却費等14,386千円を含む
合 計	260,030	

(注) 1号、2号業務費の人件費、減価償却費等の総額は253,030千円である。

イ 経常事業外収支

経常事業外支出は 883 万円であり、これにより経常事業外収支差金は△883 万円である。その内容は次表のとおりである。

経常事業外支出

区 分	金 額	備 考
財 務 費	8,830	
納 付 消 費 税	8,830	

(注) 消費税の会計処理は、税込方式によっている。

ウ 当期事業収支差金

経常事業収支差金 5,681 万 5 千円に経常事業外収支差金△883 万円を加えた当期事業収支差金は 4,798 万 4 千円で、この当期事業収支差金は「一般勘定」へ繰り入れた。

3 主たる設備の状況

当年度末における主たる設備の状況は次表のとおりである。

区 分	土 地		建 物		機械及び装置	放 送 衛 星	その他の固定資産	備 簿 価 額 合 計
	面 積	金 額	面 積	金 額				
放 送 衛 星 会 社 (う ち、放 送 セ ン タ ー)	370,521㎡	15,083,338千円	582,351㎡	84,043,125千円	94,076,450千円	—千円	7,118,098千円	200,321,013千円
テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 所	(82,650)	(5,079,536)	(217,864)	(29,694,951)	(49,626,238)	—	(2,641,255)	(87,041,982)
ラ ジ ョ 放 送 所	485,934	523,387	44,448	5,021,052	20,235,767	—	10,950,915	36,731,122
テ レ ビ ジ ョ ン 共 同 受 信 施 設	2,170,373	8,615,040	35,562	6,643,613	4,882,792	—	4,565,149	24,707,505
放 送 衛 星 の 他 の 施 設	—	—	—	—	—	14,311,167	11,558,319	11,558,319
そ の 他 の 施 設	2,215,956	4,283,255	247,572	22,417,925	7,232,471	—	—	14,311,167
合 計	5,242,784	28,505,931	910,133	118,125,716	126,427,481	14,311,167	35,865,066	323,235,363

注 1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化研究所、通信部等である。

注 2 その他の固定資産は構築物、車両及び運搬具、器具である。

注 3 放送会館、放送所、放送衛星及びその他の施設のうち共有資産は協会持分を示す。

注 4 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のリースリースリース取引の支払リース料は6,734,024千円であり、未經過リース料期末残高相当額は、10,296,618千円(うち、1年内5,274,177千円1年超5,022,440千円)である。なお、これは利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっている。

4 収入支出の決算の状況

(1) 収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

(2) 予算総則の適用

(一) 一般勘定

ア 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用.....9億8,500万円

イ 予算が不足する項及び金額.....9億8,500万円

ロ (国内放送費 5億5,000万円、特別支出 4億3,500万円)

ハ 他の項へ流用する項及び金額(財務費).....△ 9億8,500万円

ニ 予算総則第5条第1項に基づく翌年度への建設費予算の繰越し.....5億9,388万7千円

ヘ 大阪、大分、長野放送会館の整備費.....3億 852万6千円

ヘ 衛星放送地上設備の整備費.....1億 124万2千円

ヘ ラジオ中継放送所の建設費等.....1億8,411万9千円

ウ 予算総則第5条第2項に基づく前年度からの建設費予算の繰越し.....10億4,981万円

エ 阪神・淡路大震災に関する終夜放送の実施による工事未了の建設費.....9億7,821万円

エ テレビ中継放送所整備費等.....7,160万円

別表

収入支出決算表

(一般勘定)
(事業収支)

平成7年度

款	項	子 算 額				決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3) - (4)
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 計 (2)		合 計 (1) + (2) (3)		
			第4条第1項流用	増 減 額 計			
事 業 収 入	受 取 金 収 入	570,784,944 千円	0	0	570,784,944 千円	571,738,084 千円	△ 953,140 千円
	交 付 金 収 入	553,479,036	0	0	553,479,036	554,166,636	△ 687,602
	副 次 収 入	2,146,407	0	0	2,146,407	2,050,995	△ 85,411
	財 務 収 入	6,058,000	0	0	6,058,000	6,025,962	△ 32,037
	雑 収 入	8,154,601	0	0	8,154,601	8,180,342	△ 25,741
	特 別 収 入	500,000	0	0	500,000	636,778	△ 136,778
	特 別 収 入	446,900	0	0	446,900	677,367	△ 230,467
	国 内 放 送 収 入	573,463,686	0	0	573,463,686	568,737,427	△ 4,726,258
	国 際 放 送 収 入	227,013,346	550,000	550,000	227,563,346	227,511,140	△ 52,205
	国 際 約 信 収 入	6,361,074	0	0	6,361,074	6,389,579	△ 21,494
	受 取 金 収 入	54,703,246	0	0	54,703,246	54,423,520	△ 279,725
	受 取 金 収 入	2,033,910	0	0	2,033,910	1,800,655	△ 233,254
事 業 支 出	調 査 研 究 費	2,863,345	0	0	2,863,345	2,843,698	△ 19,646
	調 査 研 究 費	7,899,453	0	0	7,899,453	7,883,196	△ 16,256
	給 付 費	145,984,522	0	0	145,984,522	145,091,357	△ 893,164
	退 職 手 当 費	46,120,914	0	0	46,120,914	46,098,479	△ 22,434
	一 般 管 理 費	13,819,717	0	0	13,819,717	13,648,835	△ 170,881
	減 価 償 却 費	50,875,000	0	0	50,875,000	50,858,143	△ 16,856
	特 別 支 出	11,117,559	△ 985,000	△ 985,000	10,132,559	10,132,983	△ 195
	特 別 支 出	1,671,600	435,000	435,000	2,106,600	2,106,458	△ 141
	特 別 支 出	3,000,000	0	0	3,000,000	0	△ 3,000,000
	特 別 支 出	2,678,742	0	0	2,678,742	3,000,657	△ 5,679,399
	事 業 収 支 差 金	△			△		△

事業収支差金3,000,657千円は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(資本収支)

款	項	算					決	繰	子			
		子		額		算				越	額	
		当	初	予	づゝ増減額(2)							合
			(1)	算	増	減	(1)+(2)	(3)	(4)	(5)	(3)-(4)-(5)	
			額	第5条第2項繰越	額	額	計	計	額	額	額	
資本収入	前期繰越金受入れ	79,176,742	千円	1,049,810	千円	1,049,810	千円	74,226,552	千円	69,852,761	千円	3,779,303
	減価償却資金受入れ	8,596,742		0		0		6,596,742		3,918,000		2,678,742
	資産受入れ	50,875,000		0		0		50,875,000		50,858,143		16,856
	放送債券償還立資産受入れ	1,603,000		0		0		1,603,000		1,808,817		205,817
	長期借入金	4,970,000		0		0		4,970,000		4,970,000		0
		8,132,000		1,049,810		1,049,810		10,181,810		8,298,000		1,289,923
資本支出	建設費	70,498,000		1,049,810		1,049,810		71,547,810		69,851,849		1,102,073
	放送債券償還立資産繰入れ	80,280,000		1,049,810		1,049,810		61,308,810		59,797,999		917,923
	放送債券償還金	1,350,000		0		0		1,350,000		1,185,850		184,150
		3,918,000		0		0		3,918,000		3,918,000		0
		4,970,000		0		0		4,970,000		4,970,000		0
		2,678,742		0		0		2,678,742		911		2,677,830

前期繰越金 53,001,219千円 (債務償還に充当)
当年度使用額 3,918,000千円
当年度発生額 3,001,568千円 (事業収支差金 3,000,657千円と資本収支差金 911千円との合計額)
後期繰越金 52,084,788千円 (このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は 52,081,113千円)

(受託業務等勘定)

(事業収支)

款	項	子 算 額				決 算 額	子 算 残 額
		当 初 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)	合 (1) + (2) (3)	計		
事業収入	受託業務等収入	500,000 千円	0 千円	500,000 千円	316,845 千円	183,154 千円	
事業支出	受託業務等費	500,000	0	500,000	316,845	183,154	
		430,000	0	430,000	268,860	161,139	
		416,000	0	416,000	260,030	155,969	
		14,000	0	14,000	8,830	5,169	
事業収支差金	受財	70,000	0	70,000	47,984	22,015	

事業収支差金 47,984千円は、「一般勘定」へ繰り入れた。

六月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、NTTの分離分割、五万人削減反対に関する請願(第二七五二号)

第二七五二号 平成九年六月十日受理

NTTの分離分割、五万人削減反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市三咲六ノ二ノ一二

黒木マツ子 外千百二十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一〇二八号と同じである。